

平成 24 年度事業計画

< 一 般 会 計 >

第 1 馬の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業（公益目的事業）

1 乗用馬等の生産育成振興事業

（1）乗用馬等の生産育成指導事業

① 生産育成指導管理

乗用馬の生産育成を指導・促進するため、指導技術者及び事務員各 1 名を置く。

② 乗用馬の生産育成促進指導

ア 北海道地区及び岩手県遠野地区等の乗用馬生産基盤を強化するため、現地に
適した生産体制について検討会を開催する。

また、生産地で開催される乗用馬市場のせり名簿等の作成について助言、
協力する。

イ 乗用馬の資質の向上を図るため、優良な血統の雌馬を購入・配置するほか、
生産地に本会有種雄馬を配置し、その利用促進を図る。

（2）日本在来馬の保存活用推進事業

① 連絡調整事務

日本在来馬の保存活用に係る各馬種団体の保存活動の円滑な運営と活性化を図
るため、連絡調整事務を行う。

② 日本在来馬の保存登録

在来馬の保存のため、北海道和種、木曾馬、野間馬、対州馬、宮古馬及び与那
国馬について登録を行う。

（3）馬事振興検討会の開催

日本中央競馬会及び馬事関係団体が連携して取り組むべき馬事振興策等について
検討を行うため連絡協議会を開催する。

2 農用馬等の生産振興事業

（1）農用種雄馬の整備事業

農用馬の資質の向上と増産を図るため、農用種雄馬の整備と生産地への適正配置
を行う。

① 種雄馬の借受配置（転貸）

十勝牧場で生産育成された純粋種を借り受け、主要生産地に配置する。

② 種雄馬の購買配置

ばんえい競馬で優秀な成績を残した競走馬の中から候補種雄馬を購入し、主要
な生産地に配置する。

（2）種馬登録事業

北海道においては輓系馬、乗系馬及び小格馬、岩手県においては輓系馬及び乗系

馬、青森、島根、長崎、熊本、宮崎の各県においては軌系馬を主体に登録を行う。
また、その他の地域においても随時登録を行う。

① 登録事務の推進

種馬登録事務の適正かつ円滑な実施を図るため、本部及び北海道事務所に技術者、事務員を配置して登録事務に当たるほか、関係団体等の協力を得て登録事務の推進を図る。

ア 登録審査委員の委嘱

登録審査委員については、人事異動等必要に応じ、本会役職員、学識経験者、関係団体の役職員のうちから適任者を委嘱（任命）する。

イ 登録審査委員研究会の開催

登録審査を厳正に実施するため、登録審査委員を対象に登録実務者研究会を開催し、審査技術の向上を図る。

② 登録の審査

登録申込みのあった馬については、関係書類及び実馬を審査して登録を行う。

〔登録見込頭数〕

区 分	軌系馬	乗系馬	小格馬	在来馬	計
血統登録	1,465	182	236	125	2,008
繁殖登録	225	37	88	28	378
個体識別等	—	14	11	—	25
計	1,690	233	335	153	2,411

③ 登録証明書の発行等

種馬登録証明書を交付するとともに、登録情報をインターネットで開示する。

(3) 馬生産推進事業

① 農用種雄馬の適正配置

ア 種雄馬配置協議会の開催

家畜改良センターから借受けた種雄馬の適正配置を図るため、配置協議会を開催する。

イ 種雄馬の管理指導

(ア) 配置種雄馬の管理を適正に行うため、管理状況の把握と管理指導を行う。

(イ) 交配種雄馬の選定、配置転換及び登録審査の参考に資するため、種雄馬名簿を作成し、関係者に配布する。

② 農用馬の生産振興

ア 農用馬の生産技術の指導

農用馬の生産を促進するため、技術者及び飼養者を対象とした技術講習会等を開催する団体に指導奨励金を交付する。

イ 診療及び削蹄技術研修会等の開催

馬技術者の養成及び生産技術の向上を図るため、診療技術研修会及び削蹄技

術研修会等を開催する。

③ 優良農用馬資源確保のための緊急特別対策

ばんえい競馬の競走馬資源を確保するため、ばんえい競馬主催者が競馬番組で定める2歳馬競走の優勝馬等の生産者に対して、生産者賞を給付する事業に対して助成金を交付する。

3 家畜改良体制運営事業

(社)家畜改良事業団が行う家畜改良データベースに種馬登録データの入力を行い、血統登録データの活用を図る。

4 褒賞事業

農用馬等の生産振興を図るため、地域で行われる馬の共進会の優秀馬、ばんえい競走の重賞競走の勝馬、全国装蹄競技大会優勝者等に対する褒賞を行う。

5 広報事業（法人管理事業を含む）

ホームページを活用した広報活動を行う。

第2 事務体制の強化事業（法人管理事業）

事務委託団体及び関係機関と一層の連携を図る。

第3 会議等の開催事業（法人管理事業）

当協会の事業運営について審議・協議するため、総会、理事会等を適宜開催する。

< 特別会計 >

馬の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業（公益目的事業）

1 馬事普及啓蒙推進事業

馬事知識の普及、馬の利用促進及び農用馬の生産振興を図るため、次の事業を行う。

(1) 馬事普及啓蒙対策事業

- ① 馬事振興検討会を開催する。（一般会計の第1の1の（3）に同じ。）
- ② ホームページを逐次更新し、各種馬事知識の普及啓蒙を行う。

(2) 馬事普及のための特別対策事業

地方競馬場及び畜産関係団体等が畜産フェア、農業祭等において開催する馬事普及教室等に対し、その経費を助成する。

(3) 馬事思想普及用機材の貸付事業

畜産団体等が行うホースイベント等に展示用のパネルを貸し出すとともに、配布用のブックレットを提供し、馬事思想の普及向上を図る。

(4) 馬事普及関係資料収集分析機器の設置事業

電算機を利用して馬の登録情報等を集積・管理・提供する。

(5) 優良農用馬の生産振興対策事業

農用馬生産地域の生産集団等が行う生産技術調査・研究開発等に対し支援する。

(6) 農用馬の生産振興等緊急特別対策事業

家畜伝染病（馬パラチフス等）に関する蔓延防止対策等農用馬の生産振興上緊急を要する事態に対処する。

(7) 優良農用馬生産者の表彰事業

農用馬の生産意欲を喚起するため、ばんえい競馬の生産の指標となる基幹2競走の出走馬の生産者を表彰する。

(8) 農用馬生産振興推進事業

全国の農用馬生産地を3ブロック（北海道、東日本、西日本）に分け、それぞれの地域の実態に即した生産振興策を検討するブロック会議を開催する。

2 日本在来馬種保存事業

日本在来馬種保存のため、次の事業を行う。

(1) 在来馬種保存事業

日本在来馬種を保存・利活用するために必要な飼育管理費、保存活用研究費、施設等整備費を助成するとともに、飼養管理技術の向上を図るための専門家を派遣する。

(2) 絶滅危惧種対策事業

絶滅が危惧される3馬種（対州馬、宮古馬、与那国馬）について、(1)に加えて、必要な施策（施設整備、繁殖技術指導）を追加して行う。

3 馬能力向上推進事業（平成 22～24 年度）

国内生産馬の能力を向上させるため、次の事業を行う。

（1）馬能力向上推進委員会開催等事業

学識経験者等からなる推進委員会及び専門委員会を開催し、国内の生産実態に即した馬能力評価手法作成のための検討を行うとともに、当該事業における達成目標等の自己評価を行う。

（2）馬能力評価手法に関する調査検討事業

国内及び海外における調査に基づき、馬の能力評価手法のプロトタイプを作成する。

4 馬人工授精普及定着化事業（平成 23～25 年度）

馬人工授精技術の普及・定着のため、次の事業を行う。

（1）事業推進委員会開催等事業

学識経験者等からなる推進委員会を開催し、事業の効率的な推進等について検討を行う。

（2）優良種雄馬遺伝資源確保・流通体制整備事業

全国の優良な種雄馬を集めて凍結精液を製造・保管し、凍結精液の流通体制の整備を行う。

（3）人工授精技術定着化指導事業

生産現場における人工授精技術の普及定着を図るため、製造した凍結精液を用いながら指導を行う。